

平成 30 年度保育料徴収金基準額表 (2・3 号認定 保育標準時間)

各月初日の入所児童の属する世帯の 階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層 区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
第2	市区町村民税 非課税世帯	6,400円	5,000円	5,000円
第3	所得割額 48,600円未満	15,000円	13,000円	13,000円
第4	所得割額 97,000円未満	24,000円	22,000円	22,000円
第5	所得割額 169,000円未満	37,000円	26,900円	26,900円
第6	所得割額 301,000円未満	45,000円	30,000円	27,300円
第7	所得割額 397,000円未満	54,000円	32,000円	28,000円
第8	所得割額 397,000円以上	62,000円	32,000円	28,800円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。